

助産師の視点から見た児童虐待の背景

井上 明子¹⁾*, 石原 留美¹⁾, 松村 恵子²⁾

¹⁾ 香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻

²⁾ 香川県立保健医療大学大学院

Backgrounds of Child Abuse Seen from the Midwife's Viewpoint

Akiko Inoue¹⁾*, Rumi Ishihara¹⁾, Keiko Matsumura²⁾

¹⁾ *The Graduate school of Kagawa Prefectural University of Health Sciences
Graduate school of health sciences <master's Degrees> Course of health Sciences*

²⁾ *The Graduate school of Kagawa Prefectural University of Health Sciences*

要旨

わが国の児童虐待は増加の一途をたどっている。2008年には42,664件の報告があり、10年前の約6倍に達している。被虐待者は小学校就学前が全体の42%を占め、虐待者の60.5%が実母である。虐待の背景として、自宅分娩から施設分娩への分娩施設の変遷、核家族化に伴う育児力の低下、女性の社会進出、他者とのかかわりを持たない生活などの社会的・文化的背景の変化など育児環境の変遷があげられる。このような環境の中で成長した母親が子どもとのかかわり方に困惑し、育児の負担感が増していることは充分考えられる。助産師は妊娠・出産および女性のライフサイクルに関わる、子育てをしている母親の重要な支援者の1人である。本論では、児童虐待の背景を分析し、助産師として出来る虐待予防について考える。そして、虐待予防の一つとして子ども時代からの他者とのかかわりの必要性を報告する。

Key Words: 助産師 (midwife), 児童虐待 (child abuse), 背景 (background)
育児環境 (childcare environment)

* 連絡先：〒761-0123 香川県高松市牟礼町原 281-1 香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻 井上 明子

* Correspondence to: Akiko Inoue, The Graduate school of Kagawa Prefectural University of Health Sciences Graduate school of health sciences <master's Degrees> Course of health Sciences, 281-1 Murecho-hara, Takamatsu, Kagawa 761-0123 Japan

はじめに

子どもを取り巻く社会問題の一つに児童虐待がある。児童虐待は増加の一途をたどっており、その対策として2000年に児童虐待に特化した児童虐待防止法が制定された。その後、父親や母親の同居人から虐待されるケースへの対応などが必要となり、2004年、2007年と短期間に2回改正されている。このことから、現在の日本社会の中で重要視されている問題の1つであることがうかがえる。

児童虐待については医療関係者、社会福祉関係者および法律家など様々な研究者が予防策や対策などを提言している。医療関係者の中で助産師は出産や育児のエキスパートとして、妊娠中および出産後の育児の出発点から関わりを持ちつづける重要な支援者の一人である。女性のライフサイクルに応じた支援をする母親的存在であり、育児をしている家族にとって心強い存在であろう。厚生労働省の「健やか親子21」¹⁾の中でも4つの目標のうちの1つに「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」が掲げられており、母親の育児不安が母子保健分野において問題になっていることがうかがえる。しかし、急速に変化している現代社会の中で育児している母親は、分娩施設を退院した後、助産師へ悩みを打ち明けることができないでいる。助産師の持っている知識や技術を現在の母親に最大限に活用してもらえるようにするには今後どのように支援していけばよいのだろうか。

そこで、今回は様々な研究者が報告している文献をもとに現代社会の育児の現状を知り、虐待の背景について探してみたいと思う。そして、児童虐待の予防策を講ずるためには現在の助産師としてのかかわりのどこに問題があり、また望ましい支援策は何かを明確にしたい。

日本における子育ての変遷

1. 分娩の変容

1) 分娩様式の変容

自宅分娩が98%を占めていた1800年代半ばまでは日本の分娩はどのように行われていたのであろうか。まず助産師の歴史を探ってみようと思う。佐藤²⁾によると平安時代までは、侍女や老女によって分娩介助がなされ、資格等は必要とされていなかった。そして知識や技術は文字で伝えられることはなく口で伝えられた。鎌倉・室町時代に入り助産師の原形ができ、心付けから報酬が得られるようになった。当時は分娩の危険性が高く、乳母の存在は大きく子どもの成長にも貢献していたという。安土・桃山時代になると産婦人科医が現れ、墮胎術を主に業として行っていた。江戸時代になると男性医師が分娩に関わるようになり、それまでの女性が自然に産む分娩から会陰切開や帝王切開などの「切って産ませる」分

娩様式へと変化していった。

2) 助産師の教育・名称の変遷

明治時代になって産婆養成校や産婆教授所といった教育機関で学んだ女性に対して業をなすことを認める産婆制度ができ、女性の専門職として認められることになる。

助産に関わる者の名称も鎌倉・室町時代には「腰抱き」や「御腰懐」と言われていたが「トリアゲババ」「産婆」「助産婦」と変更し、2002年には「助産師」として名称独占がされるまでに至っている^{2,3)}。現在では助産師の教育課程の改正が試みられ、これまでの6か月間あるいは1年間の学部等での教育カリキュラムから、大学院の2年間でより高度な教育・学習を経て国家試験を受験する必要があると提言され、今日、大学院修士課程での教育が徐々に増えるまでになった。

3) 分娩場所の歴史

現在では98%の妊産婦が分娩場所を病院や診療所などの施設分娩を選択している。助産にかかわるすべての者もこの現状を理解しているであろう。しかし、この施設分娩が主流となったのはいつの頃からであろうか。明治時代までは自宅出産が主であり、自宅内もしくは産小屋などで出産する自宅外出産であった³⁾。厚生労働省の報告⁴⁾によると、1960年代半ば頃には施設分娩が急激に増加し、自宅分娩は5%を満たないまでに減少した。現在では施設分娩が98%と主流であり、自宅分娩は0.2%程度で推移している。施設分娩では緊急時の対応も可能になるため、妊産婦死亡率も自宅分娩の減少とともに低下している。

4) アメリカからの影響

1945年に第二次世界大戦が終戦を迎え、アメリカの様式が生活の様々な所に取り入れられるようになった。上⁵⁾や佐藤²⁾によれば看護制度においてもGHQ(連合軍総司令部)により改革が行われたとされている。それまでの日本の助産と大きく違っていたことは、アメリカには助産師の制度はなく、ほとんどの分娩は病院で医師によって行われており、麻酔や器械を用いた分娩が主流であったということである。また、それまでの日本で行われていた母子の接触による母乳分泌の促しや愛着形成の促進を進めるための母子同床は理解されず、衛生上の問題があるとの理由で分娩後母子を離れた異室制をとるよう指導された。授乳方法に関しても児の欲しがるときに欲しがらだけの自律授乳から3時間毎の時間授乳へと変化し、人工乳も導入されるようになった。

5) 最近の分娩様式の変化

現在、医療は日々めまぐるしく進歩しているが、一方で、施設分娩のシステムは半世紀以上変わることがなく、このような方法を当たり前のように行ってきた。しかし、合計特殊出生率が1.37(2009年報告)となった現在では、個々の妊産婦の妊娠・分娩に対するさまざまな思いは強くなり、できるだけそのニーズに合った支援が求められるようになった。病院などの施設内で助産師が妊産

婦に寄り添って妊産婦の主体的な分娩を支援していくという、安全・安楽な分娩が可能な院内助産が注目されている。

2. 育児環境の変容

1) 高度成長期までの家族形態

上⁵⁾によると、日本においては幾世代かが一緒に暮らす生活が伝統的であった。縄文時代には父が狩猟、母は採集労働という生活形態であった。農耕が始まった弥生時代になると父母は田畑の仕事をし、子どもを世話するのは祖父母の仕事であった。江戸時代末から明治時代になると農業生産性が高まり、保育は子守り娘に任せ、家族全員で仕事をする農家が出現した反面、子守りを雇うことができない農民は、「つぐら」や「えじこ」などという藁で編んだ器に入れ、田畑の脇で子どもを見ていたとしている。

2) 核家族化していった家族形態

大日向⁶⁾によると戦後の高度経済成長期を境に核家族は増加していった。それまでの農業や大家族から女性達は逃れ、マイホームを持ちプライベートな空間を持つことの夢を実現し、母親の役割に専念する生活を喜んで受け入れていった。その結果、育児を母親一人に託す子育てが始まった。また、女性の高学歴化が進み、その後の生活においても女性のアイデンティティを求める意識が高まった。子育てにおいても自らのアイデンティティを子どもにかけるようになったと述べている。

3) 母親主体の子育ての時期

母親は母性を持ち備えている。この母性の果たす役割として「母親は子育てに専念するもの、すべきもの」という社会的規範が広く浸透していった。「子どもは三歳まで母親の手で育てなければ、子どもの成長に悪影響が生じる」という三歳児神話が育児書などで取り立たされたこともあり、母親は家で育児に専念することが一般的になった。最近では女性の高学歴化が進み、社会進出するようになった⁷⁾。

4) 最近の子育ての変化

2000年頃より、母親の育児の負担を減らそうと父親の育児参加を呼び掛ける運動が行われている。厚生労働省の報告⁸⁾によると父親の育児休暇取得を希望する者は約3割いるのに対し、実際に取得している者は1.23%と低く、依然として育児の負担は母親にのしかかっている。

5) 離婚の増加

1991年以降、離婚率も増加してきた。2003年以降はやや減少傾向にあるが、依然として高水準を保ったままである⁹⁾。2008年度の調査¹⁰⁾では離婚した者の56.8%が親権を行わなければいけない子どものいる世帯であり、そのうちの70%以上は母親が離婚後の親権を行っている。また、父親の帰りが遅く子どもとのかかわりが少ないため、母親は優しさや保護などの母性的役割だけを持っていればよいというわけにはいかなくなって

きており、父親の持つ父性的役割である厳しさや規律をも母親が荷なわなければならなくなっている。

3. 育児力

1) 育児の担い手の変遷

農耕が主な仕事であった第二次世界大戦以前には子どもはその労働力として産み育てられた。また、乳幼児死亡率も高いため多産多死の時代であり、家を継ぐ者を育てることが最大の目的だった⁶⁾。明治・大正時代は家が貧しく義務教育である学校に行けない子どもも多かった。子どもも家族の一員として労働力として働き、下の子の子守りをするのが圧倒的に多かった⁵⁾。兄弟姉妹を当然のように子守りしていた時代には、子どもの成長発達が自然に理解できていた。遊びの中で下の者が行う行為に対して上の者は待つことが出来ていた。出来ないことが当然であり、見守ることが出来ていたのである。しかしファーストフードやテレビゲーム、公共の乗り物などの待ち時間の短縮化など文明の進化に伴い、待たされるのが苦手とする若者が増加している。泣くことしかできない子どもに対して欲求がわからない、散らかして遊びながら食べる子どもに対してイライラするといった、育児においても同様の現象が起こってきている。

2) 育児力の低下

現代の教育環境はどうだろうか。家を継ぐことや、家の田畑を手伝うことも必要としなくなり、子どもを産めよ増やせよの時代ではなくなってきている。合計特殊出生率が1.37に低下している今日、一人の子どもに賭ける教育費が以前にも増して大きくなっており、子どもに対する期待も増大していることがうかがえる。そのせいもあり子どもと接した経験のない母親や父親が増加している。昭和の時代には家の中で自然に身につけていた育児のノウハウが今では教えられなければ身につかない時代になってきている。しかし学校教育の中で育児について学んだ母親や父親は少なく、ようやく1993年以降に中学の教育で子どもの発達を学び、高校教育の中で子どもの発達と保育・福祉育児の教育が行われるよう教育カリキュラムに盛り込まれた¹¹⁾。

4. 社会的・文化的背景

現代の母親たちは洗濯や掃除、食事作りなど戦前に比べると機械化され家事への負担は軽減されてきていると思われる。しかし、女性の社会進出が目立ち始め、外での仕事を行う者も増えてきた。なれない育児を一手に担い母親たちは忙しい毎日を送っている。戦前の育児はどのように受け継がれていたのであろうか。戦後まもなくの1950年頃、農家の子どもは小学校1、2年生にもなると兄弟を子守りし、異年齢の子どもと一緒に遊んでいた。小学校3、4年生にもなると当たり前のように家の仕事を手伝っていた¹²⁾。戦後まもなくの環境は全世帯が劇的に変化したわけではなく、田舎の農村地域においては、学校が休みの日には家の家事や子守を手伝う。また、学校教育の中でも稲刈りや田植えの季節には農繁休暇と

称した、学校を休みとし家の仕事を手伝うという風習が残されていた地域もある。祭りの季節になると、それに参加する子どもは学校が休暇となるシステムもあり、あの頃は長閑だったと懐かしむ年配者もいる。このように、自然に子どもの扱いや遊びを通じ、子どもを世話する行為に自信を得ていた。下の子どもは上の子どもへの礼儀作法も自然と身につけてきた。このような遊びの中で友達同士のルールができ相手の気持ちがわかる子どもへと成長してきていたのであろう。

また、上⁵⁾は、江戸時代から終戦を迎える時代まで、道端やお寺の境内が幼い子どもの遊び場としてよく使われていたが、終戦後、自動車社会が到来するとこれらの遊び場は危険な場所となり、寺の境内においても経営管理上の都合から子どもが遊ぶことを禁じてしまったとしている。今では公園が唯一の遊び場となっているが、遊具での遊びでの事故が相次ぎ、不審者の出現で危険場所ともなっていることから外で遊ぶ子どもを見る機会が減ってきている。乳幼児期からの塾通いやメールでの意思疎通のやり取り、幼いころからの個室化や一人で食事する孤食化、テレビゲームで遊ぶことが主流となってきた昨今、他者との対面的なかかわりが減ってきている。他者とコミュニケーションを取ることが少なく子ども時代にしかできない遊びを知らない子どもが増加しているといった現象が起こってきている。

虐待の背景

1. 虐待要因

増加する児童虐待の要因にはどのようなものがあるのだろうか。

助産師を志す学校教育の中では教科書によってどのように学んでいる。親側の特徴としては世代間伝達と言われる乱暴・衝動的など親の性格の問題や養育体験の問題、精神疾患、知的障害、アルコール依存症などの問題、望まない妊娠や若年出産など、妊娠・出産に関わる要因などがある。子どもの特徴としては、よく泣く、なだめにくいなどの「手のかかる子」「育てにくい子」など子どもの気質や慢性疾患、障害児、未熟児など子どもに問題のある場合、子どもに対しての否定的な感情が生じ、親子の関係に歪みが生じる。そのほかにも経済的困難や夫婦関係のこじれ、子どもの数が多く世話に追われるなどの家族状況があり、これらの複数が重なり合って虐待が発生するとしている。予防としては、虐待が発生する前に、子育て支援やメンタルヘルス対策などの支援を提供すると記載されているが、具体的な対策は書かれていない¹³⁾。もうひとつの教科書では、子ども虐待の4つのタイプ(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)や法律での定義、虐待の実態や家族背景などが書かれており、発見時の対応や予防について書かれている。その予防策として英国やアメリカなどの制度の紹介がされ、

日本においても、ファミリーサービスのプログラムの必要性、児童福祉施設の「児童家庭支援センター」の活用について書かれている。また保育所の整備や一人で子育てしている母親への保育士からの助言などが行われている現状を記載している。しかし、保育士は保育の専門家であり親の専門家ではないため現在でも課題が残るとしている¹⁴⁾。これは、親が育児している中で直面する、親の精神的な面や社会的な面、経済的な面などでの助言を求められる場合も考えられ、保育士の業務の中では的確な助言が出来る事が困難であるからであろう。

またバーバラ・ローエンサル¹⁵⁾は虐待が起こる理由を説明するために社会文化的理論、社会的学習・相互作用理論、個人差理論、認知理論、愛着理論、交相互作用理論、家族システム理論、マズローの欲求階層説など数々の理論をもとに現代家族の説明をしている。これらの中で例えば、社会文化的理論については、加害者の環境上の危険因子や一貫性がない厳しいしつけや家庭内に決まった日課がないなどが虐待に影響しているとしている。その他の、社会的学習・相互作用理論は加害者と虐待される子どもという役割がある世代から次の世代へと学習され伝達されていくという、いわゆる世代間の連鎖を生み出すといった内容が書かれている。愛着理論では、養育者は子どもの欲求に答えるよう反応していくことで乳児期の親子間に安定した関係が形成され相互の愛着関係が生じる。しかし、この愛着関係が不安定な状態であると、逆の事が起こると言われている。

次に原田¹²⁾の虐待に関する研究を紹介する。それによると多くの母親たちは精神的には健康的であるが、育児に対しての精神的ストレスが大きくなっている。その要因として増大する育児の不安、育児での迷いや自信の無さ、想像を超える「イライラ感」の増加、「子育ての負担感」を訴える母親が増加していると言う。そのうちの「イライラ感」の原因には子どもの要求が分かりにくく、どのように子どもと関わればいいのかを迷い、その結果、育児への自信が持たなくなることがあげられている。また産む前にイメージしていた育児とのギャップが大きいなど、子どもを知らないこと、すなわち育児経験の不足がこのような結果を招いているとされている。これが直接的に虐待を誘発しているわけではないと思うが、その思いが強くなり子どもと離れたい、子どもを産んでよかつたと思えない、この子とは気が合わないなどと感じるまでに至った場合、親子関係にゆがみが生じ、虐待に至っている。

近年、心身ともに親になる準備が出来ていないまま母親になる者も多くなっている。原田¹²⁾は母親たちは何らかの欲求をもっており、マズローの欲求の階層論を関連させて考察している。それは、女性が高学歴になり、以前にも増してキャリアウーマンを志す者が突然に母親になった時に、社会からの孤立を感じる。また、自分の夢を叶えられるように努力することを教育の中で教えら

れたにも関わらず、育児をしていることでその自己実現が叶わない。そして、育児を努力して行っていることを褒めてほしい。それらの欲求が満たされないことによる不満が精神的ストレスを生じさせているともしている。

次に助産師である相場¹⁶⁾の研究報告を紹介する。これは、相場が勤務する埼玉県での実践報告である。これによると2006年より「周産期からの虐待予防強化事業」を行っている。それに伴い、当施設ではまず、妊娠後期に面接を実施してスクリーニングを行う。その後、入院中の育児状況を観察して養育支援についての再評価を行う。そして、退院後に「養育支援連絡票」を地域保健機関に提出する。その他にも妊娠から育児までの期間を通して、サポート外来で相談を行っている。そして必要時には地域の保健師との連携を図っていると報告している。これは、如何に妊娠期から係わって虐待を予防するか、また、育児を施設においてサポートしていくことの必要性や地域との連携の大切さについて訴えている。

以上のように、虐待に関する論文や報告の多くは妊娠期からのかかわりや育児をしている母親に対しての支援、家族に対しての支援の整備などが主に書かれている。しかし、育児を学んでいない母親がどのようにすれば子どもを理解できるかが虐待予防のカギとなると考える。そのためには小学生～高校生にかけての時期に乳幼児とふれあう機会を持つことが重要と考える。

2. 虐待の歴史

日本の古い時代には人身売買、かどわかし、間引き、墮胎、貫い子殺し、捨て子、子どもの年期奉公など子どもにとって不幸な時代が続いた¹⁷⁾。また、昭和に入っても経済不況を背景に親子心中や凶作・飢餓による子どもへの遺棄・子殺し等が行われていた。そして、実際には虐待をおこなった保護者の処分がおかれ、親がいない浮浪児は対象とされなかった¹⁸⁾。1947年にはすでに虐待を取り締まる法律であった児童福祉法が制定されていたが、1970年代初めにコインロッカーベイビーの報道がなされた。人目のある公共の場所での置き去りの事件は児童虐待が社会の話題となるきっかけになったのではないだろうか。今では児童虐待は毎日のように様々なマスメディアで報道されるようになった。しかし、その報道も氷山の一角にしか過ぎず、子どもが死に至ったケースを主に取り扱っているにすぎない。実際の程度日本では虐待が報告されているのであろうか。厚生労働省の2008年度の統計¹⁹⁾では、42,664件の報告がある。1998年の報告は6,932件であったので10年間で約6倍に増加していることになる。その内訳を見てみると身体的虐待が16,343件、ネグレクト15,905件、心理的虐待9,092件、そして、性的虐待1,324件であった。被虐待者の年齢別対応件数は0～3歳未満が7,728件、3歳～学齢前10,211件、小学生15,814件、中学生6,261件、そして、高校生・その他が2,650件であり、小学校就学前が全体の42%を占めている。主な虐待者

は実母が最も多く60.5%を占め、実父24.9%、実父以外の父親6.6%、実母以外の母親1.3%、そして、その他6.7%であった。また近日報告された2009年度の報告によると、44,210件(速報値)の報告があり、虐待の予防を図ろうと社会制度や法律などで対策を立てているにも関わらず前年にもまして増加している。

例えば身近な香川県²⁰⁾に焦点を当ててみると、昭和の時代から児童虐待は行われていた。しかし、1997年に宇多津町で二歳の子どものベビーダンスに放置したまま両親は外へ遊びに行き、熱中症で子どもが死亡した事件や1998年の詫間町で9ヶ月の女児が父親に首を絞められ死亡した事件など、平成に入ってから子どもが死亡する児童虐待が西讃地区で増加した。それをうけ、2000年にそれまで香川県内では高松地区に一つしかなかった児童相談所を女性相談センターと統合し、子ども女性相談センターと名を変えて体制を強化するとともに、西讃での児童虐待の防止等についての体制を強化するために、2001年に丸亀市に西部子ども相談センターを設置した。

香川県での2009年度の報告件数は次の通りである。報告件数は569件であり10年前の1999年度の156件の3.6倍に増加している。その内訳を見てみると身体的虐待は239件、ネグレクト188件、心理的虐待133件、そして性的虐待9件であった。被虐待者の年齢別対応件数は0～3歳未満が90件、3歳～学齢前136件、小学生244件、中学生74件、そして高校生・その他が25件であり、小学校就学前が全体の約40%を占めていた。主な虐待者は実母が最も多く66.7%を占め、実父22.8%、実父以外の父親6.6%、実母以外の母親1.0%、その他2.6%であった。地域別にみると、高松地区が最も多く263件、次いで丸亀99件、仲多度郡35件と続いていた。

さらに香川県内で最も多い高松市²¹⁾の対応に焦点を当ててみると、経験豊富な知識や経験を学び、増加する児童虐待への対応能力を高めるために県の子どもの女性相談センターと相互派遣や人事交流をもつことを始めたほか、11月の児童虐待防止月間には様々な場所で虐待防止を訴えるポスターが見られるようになった。また、新聞にもさまざまな団体が行っている児童虐待防止のキャンペーン事業を大きく取り上げられている。そして市内を走るバスの側面には、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」のラッピングバスがその期間だけでなく年間を通じてみられるようになり、市民に児童虐待防止と通告や相談を勧めるよう呼び掛けている。

3. 虐待に関する法律の成立

すでに第二次大戦前の1933年に児童虐待防止法は施行されていたが、十分なものではなく、本格的な子どもの保護が進められたのは、戦後の1947年に児童福祉法が公布されてからである¹⁷⁾。その中で児童虐待は児童福祉法の要保護児童対策として対応していた。その25条

には要保護児童発見者の通告義務を設け、虐待通報を国民に義務付けているが、虐待対応の運用が円滑にされていなかった。児童虐待の急激な増加に伴い、2000年に新たに児童虐待に特化した法律として児童虐待防止法が制定された。この法律では児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）や住民の通告義務、立ち入り調査等における警察官の援助などが定められた。しかし、これだけでは十分に児童虐待を防止できないとの理由で、2004年に児童虐待防止法と児童福祉法が見直され改正された。たとえば同居人による虐待を放置することも対象とし、虐待を受けたと思われる場合も対象とした通告義務の範囲を拡大した。また、市町村の役割の明確化、要保護児童対策地域協議会の法定化、強制入所措置や保護者指導などの司法関与の強化などが加えられた。法定化されるまでには国会内部の年配の議員による「親が子供をしつけられなくなる」、「青少年問題全般を扱う青少年基本法のようなものを作ればよい」などの反対意見があり理解されない状況であった。そこで、児童虐待を理解する試みとして専門家三名を国会の中の委員会に招き参考人質疑がされた。一人目は法に関する専門家の弁護士、二人目は虐待の現状を把握している児童相談所の副所長、三人目は虐待を予防しようと育児支援をするNPO法人の代表に意見を求めた。どの専門家からも児童虐待に特化した法律の制定が望ましいとの意見が聞かれた。それまで児童虐待に対する認知度や理解度の低さがみられたが、このような専門家の意見を聞くことによって、国会議員も心を動かされ、法整備の必要性を改めて認識した。そして、2004年には「児童虐待防止月間」も制定された。2005年には市町村児童家庭相談援助指針の策定、2007年の児童相談所運営指針等の見直し。平成2008年には再度児童虐待防止法と児童福祉法が見直され改正された。この改正で児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が含まれた²²⁾。このように、ここ数年で法が細やかに改正され、国会の中での認知度が低かった児童虐待が理解されてきている。

助産師の支援における今後の課題

今回は、助産師を含む様々な方面の方が考える児童虐待予防に向けた対策を紹介した。しかし、どの著者も妊娠期以前の生活環境は問題視していない。しかし、命の尊さなどを身を持って知ることなく、育ってきている母親や父親も存在する。本来は「命」というものを如何に大切に扱うべきなのか、親になる前に理解しておく必要があるだろう。例えば、幼少期から自分より年下の子どもと関わる事を通じ、子どもを知ること。そして、友人や家族、自分の命について考えることのできる大人へと成長出来るよう促していく事が必要となるであろう。助

産師は女性の一生に係わる業をなす職種である。しかし、それに追加し、助産師が関われる方法として、子どもたちに「命」について語る機会を多く持つ必要があるのではないだろうか。これから求められる助産師像は病院の中だけで活動するのではなく、地域に出向き不適切な時期の妊娠を避けたり、また命の誕生についてなどを各成長段階に応じてリアリティーに伝え、子どもたちが命についての事を各々が考えられる機会を持てることのできる活動を行う必要があると考える。

現在、香川県においては助産師の活動の一つに教育委員会と県の看護協会が協力して「いのちのせんせい」といった事業が行われている。これは、年間に30校前後の小中学校に県下で勤務する8名前後の助産師が分担して学校に出向き、命の大切さや尊さなどを伝えている。また、香川県看護協会において「健全母性育成事業」と称する「いのちのせんせい」と同様の取り組みが行われている。各小学校、中学校において、このような授業の要望は増加傾向にある。しかし、2～3年に一度だけ一部の児童・生徒に伝えることが出来る程度であり、十分に満たされないでいる。これは参加できる助産師の不足が原因とも考えられるが、毎年全小中学校に出向くことができ、命の尊さや相手を思いやる心を伝えることが、虐待予防の近道であると考えられる。

おわりに

アメリカのお産の考えが取り入れられるようになり、妊婦がより安全なお産を望むようになった。自宅出産から施設分娩へと移行し、助産師の多くは開業助産師から施設助産師へと仕事の場を変えていった。そのおかげもあつてか緊急時に備えることが出来るようになり、妊産婦死亡率や新生児死亡率は減少していった。しかし、その反面、出生直後からの母子の分離や人工乳の普及、抱き癖がつくので抱っこはできるだけしないなど、児への愛着を形成するものとなるものが奪われてきた。

戦前の多世代同居が大半を占めていた時代から敗戦以降には高度経済成長期を迎え、核家族化が増加していった。このころから父親はサラリーマンとして外で働くようになった。そのため父が不在であることが多く、母親は母性的な優しさや保護だけでなく、父親の荷っていた厳しさや規則なども子どもに教える必要が出てきた。そして、欧米での研究から三歳児神話や母性は「育児を行うべき性」という根強い考えが流行し、育児は母親一人で行うことが当然視されるようになった。

現代の若者は戦後の急激に社会が発展し何もかもが機械化されてきた環境の中で育ってきている。年上の者からの助言も快く思えない若者や他者とのコミュニケーションの苦手な母親が増加し、出産の場で学んだことが子育てのすべてのように感じ、マニュアル化した育児を行おうとしている。自分の思っている赤ちゃん像が崩れ

ていくのは退院した後に子どもと2人の世界になった時である。出産の場に立ち会った助産師のかかわりは母親にとってとても重要な意味を持つものである。

育児の出発点からかかわる助産師はいかに出産の前から生まれたばかりの赤ちゃんをイメージできるような支援をするか、そして出産後、母子の愛着形成を促すために何を支援していくかが虐待予防のポイントとなると考えられる。

なお、本文は、大学院の育成支援看護学特論・演習で行った文献検討において、先行研究に関する分析概要を中心に「資料」としてまとめたものである。

文 献

- 1) 厚生労働省ホームページ. 健やか親子21 検討会報告書の概要, 2010-11-10, <http://www.mhlw.go.jp/>
- 2) 佐藤香代. “日本助産婦史研究”, 東銀座出版会, 東京, 13-60, 2001.
- 3) 鎌田久子, 宮里和子, 菅沼ひろ子, 古川裕子, 坂倉啓夫. “日本人の子産み・子育て—いま・むかし—”, 勁草書房, 東京, 112-146, 2000.
- 4) 厚生労働省ホームページ. 産科における看護師等の業務についての意見, 2010-11-10, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/09/s0905-7f.html>
- 5) 上笙一郎. “子育て ところと知恵—今とむかし—”, 赤ちゃんとママ社, 東京, 52-164, 2000.
- 6) 大日向雅美, 莊巖舜哉. “子育ての環境学”, 大修館書店, 東京, 109-111, 2005.
- 7) 厚生省“厚生白書 平成10年版”, 厚生省, 東京, 82-87, 1998.
- 8) 厚生労働省ホームページ. 「平成20年度雇用均等基本調査」結果概要, 2010-10-11, <http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>
- 9) 厚生統計協会. “国民衛生の動向—厚生 of 指標—増刊”, 第56巻 第9号 通巻第880号, 厚生統計協会, 東京, 67-69, 2009.
- 10) 厚生労働省 “厚生労働白書 平成21年度版”, 厚生労働省, 東京, 61-65, 2009.
- 11) 文部科学省ホームページ. 我が国の家庭科—教育の経験と特徴—, 2010-11-10, <http://www.mext.go.jp/>
- 12) 原田正文. “子育ての変貌と次世代育成支援”, 名古屋大学出版会, 名古屋, 28-226, 2006.
- 13) 中谷奈美子ほか. “基礎助産学(4) 母子の心理・社会学”, 医学書院, 東京, 108-109, 2008.
- 14) 青木康子ほか. “助産学体系 第5巻 母子の心理・社会学”, 日本看護協会出版会, 東京, 301-310, 2006.
- 15) バーバラ・ローエンサル. “子ども虐待とネグレクト”, 明石書店, 東京, 33-114, 2008.
- 16) 相場淑代. 児童虐待予防—助産師として出来ること—. 第25回埼玉県母性衛生学会学術講演会, 645-647, 2009.
- 17) 子どもの虹情報研修センター. 児童虐待の知識, 2010-9-28, <http://www.crc-japan.net/index.php>
- 18) 長谷川真人. 児童虐待と子どもの権利擁護, 2010-9-28, <http://www.manabi.pref.aichi.jp/general/01120357/0/index.html>
- 19) 厚生労働省ホームページ. 平成20年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果の概況, 2010-9-28, <http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>
- 20) 香川県子ども女性相談センター. “平成21年度業務概要”, 39-42, 2009.
- 21) 高松市ホームページ. 市長定例記者会見(平成22年4月13日), 2010-9-28, <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/1.html>
- 22) 石田勝之. “子どもたちの悲鳴が聞こえる”, 中央公論事業出版, 東京, 18-41, 2005.

Abstract

Child abuse is steadily increasing in Japan. A total of 42,664 cases of child abuse were reported in 2008. When compared with the number of cases 10 years before, the number of cases of child abuse was nearly 6 times increased. Forty two percent of its victims were occupied by preschool children and 60.5 % of child abuse was caused by their own mothers. Recent changes in social and cultural backgrounds including changes from child birth at home to that in medical facility, decline of parenting ability due to changes in life style from large family to nuclear family, women's social advancement, life style without interaction with others would be possible backgrounds of child abuse. It is likely that child care is too heavy for a mother grown-up in such environments since she is at a loss of relationship with her own child. A midwife who might be involved in pregnancy, delivery and women's life cycle is an important supporter for a mother parenting her child. In this study, we investigated the backgrounds of child abuse and discussed about participation of a midwife in prevention of child abuse. And I report the necessity for relation by the others from childhood as one of the abuse prevention.

受付日 2010年10月13日
受理日 2011年1月11日